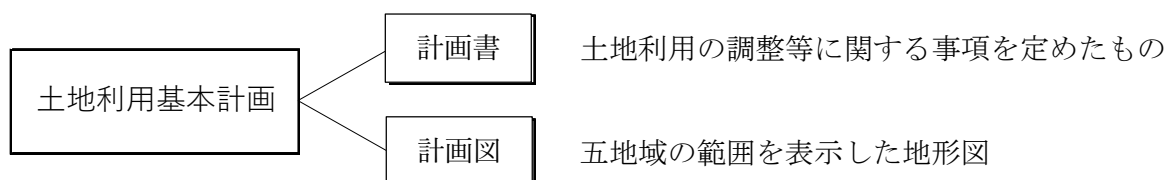


## 栃木県土地利用基本計画について

### 1 土地利用基本計画とは

- ・ 国土利用計画法第9条に基づき作成される計画であり、土地利用の調整等に関する事項を定めた「計画書」と、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域の範囲を縮尺5万分の1の地形図上に表示した「計画図」から構成されている。
- ・ 都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。
- ・ 策定及び変更に係る手続きは、栃木県国土利用計画審議会及び関係市町村長の意見を聴取し、国土交通大臣への意見聴取を経て、知事が決定・公表する。  
 なお、国土交通大臣は、この変更手続において、関係省庁との意見調整を行っている。



※ 現在は国土交通省の土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY) で管理

### 2 土地利用基本計画の策定及び変更の経緯

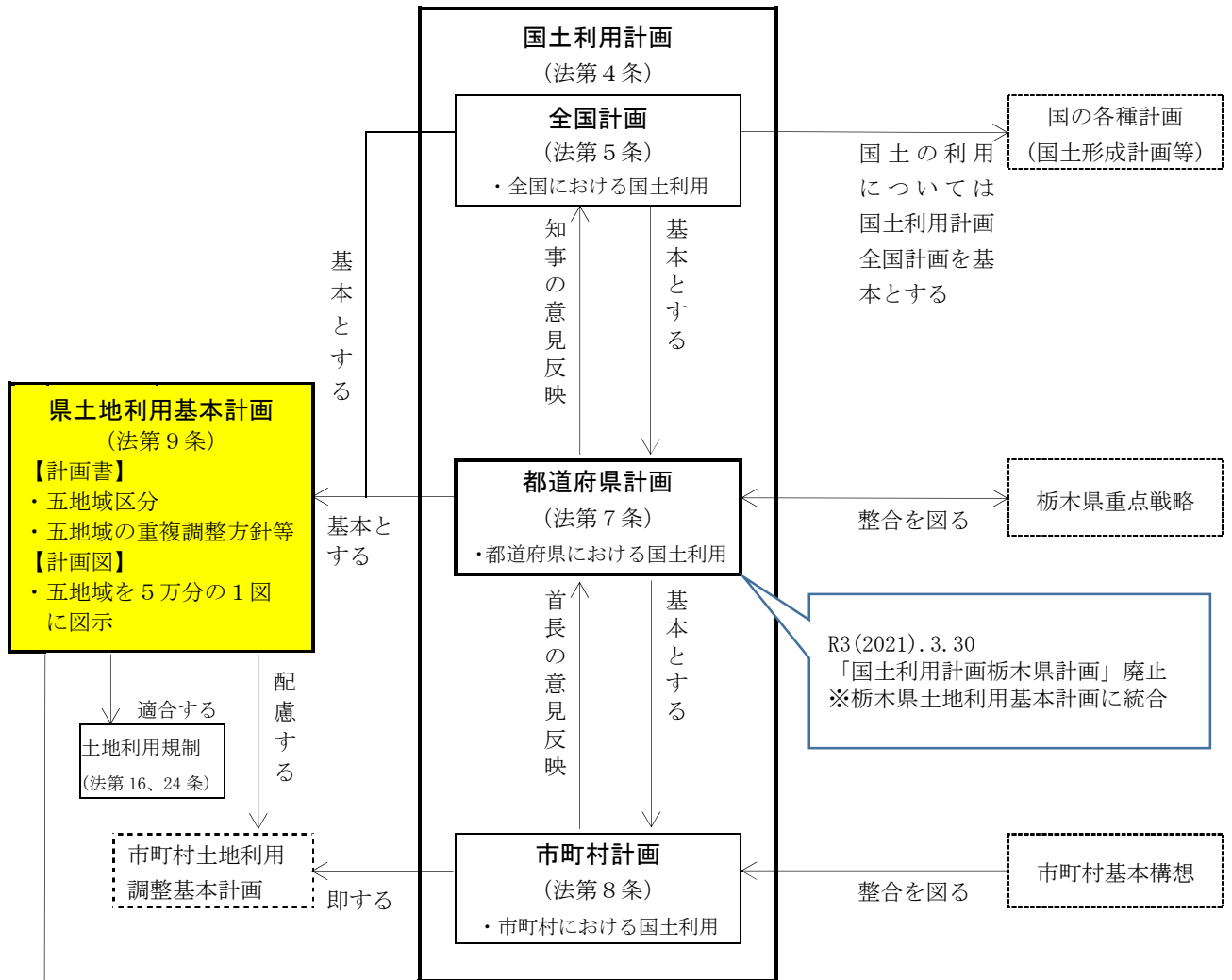
- ・ 策定：昭和50年6月（当初）
- ・ 変更：計画書・・・昭和55年12月、昭和62年3月、平成3年3月、平成10年3月、平成13年7月、平成23年3月、令和3年3月  
 計画図・・・五地域区分の見直しに伴い、毎年一部変更

# 国土利用計画等体系

## 国土の利用に関する基本理念 (法第2条)

国土の利用は、国土が、国民のための限られた資源であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行う。

※法・・・国土利用計画法

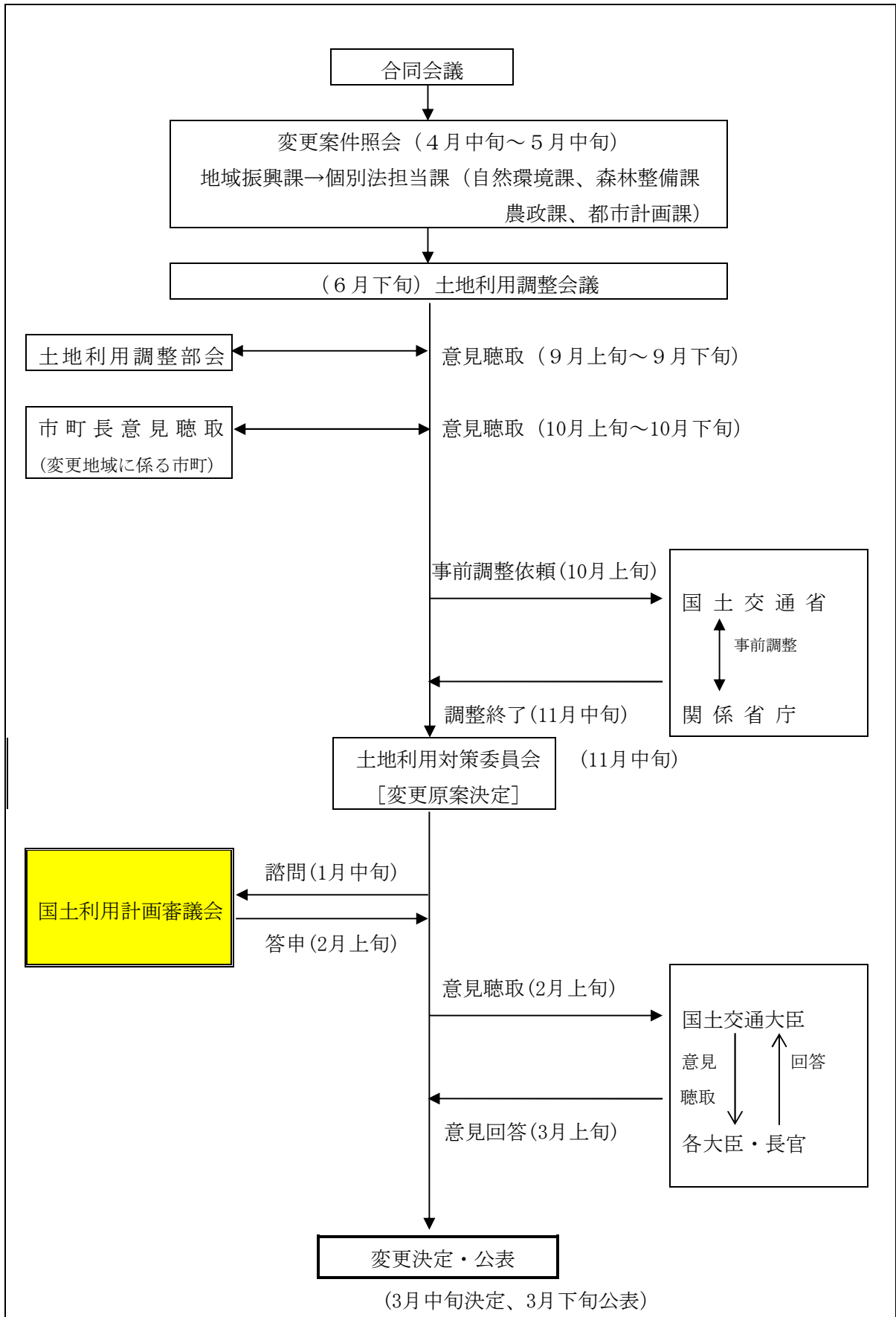


土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずる。

### 個別規制法による土地利用計画

- 都市計画 ————— 都市計画区域の拡大・縮小
- 農振計画 ————— 農業振興地域の拡大・縮小
- 森林計画 ————— 地域森林計画対象民有林の拡大・縮小
- 自然公園計画 ——— 国・県立自然公園の拡大・縮小
- 自然環境保全計画 — 国・県自然環境保全地域の拡大・縮小

土地利用基本計画（計画図）の変更スケジュール（参考）





土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY：Land Use Control back-up sYstem）とは  
 国土利用計画法9条に基づき、都道府県が策定する土地利用基本計画図を電子化し、  
 インターネット上で情報発信等を行うシステムです。（以下、「本システム」という。）

(表示イメージ)

